

3～5歳児クラス用
(2020年4月2日～2023年4月1日までに生まれた児童)

認証保育所などの保育料補助制度のご案内

2026年度
2026年5月発行



2026年度中野区認証保育所等保護者補助金

【担当】中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課
幼稚園・認可外保育係
直通電話 03-3228-5681(平日 8時30分～17時)

補助対象施設

施設所在地	施設類型	施設名称
中野区	認証保育所	幼保園シャローム新中野
		マミーズエンジェル中野白鷺保育園
		ぽけっとランド中野坂上
		こもれび保育園中野新橋園
	認可外保育施設	バイリンガルアート保育ルーム FairyTale
		ちっちゃな保育園リトルフェアリー
		アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 中野キャンパス
		のびのびハウス中野
		キッズルーム
		中野江古田病院 院内保育所 えこだ保育園
		東京医療生活協同組合保育室
	企業主導型保育所	TMPH ピーポ保育園
		タワーキッズルーム
江古田の星保育園		
もしもしのほし中野保育園(3歳児クラスのみ)		
中野	認証保育所	区外認証保育所はすべて補助対象施設となります。
区外	認可外保育施設	施設によって補助金の対象有無が異なります。施設が補助対象施設であるかどうかは、幼稚園・認可外保育係(03-3228-5681)へお問い合わせください。

※認可外保育施設(企業主導型保育所を含む)は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設のみが補助対象となります。

※上記情報は 2026年5月1日時点の情報であり、変更される場合があります。

※幼稚園や認可保育所等に在籍している月及びベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)のアカウント有効月は、認証保育所等保護者補助金は対象外となります。

補助対象条件

※2026年4月分から、認可保育所等の申し込みの有無を問わず、下記条件を満たしていれば補助対象となります。

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設(P.1 参照)と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること(保育料未納月は補助対象外)
- (4) 中野区の施設等利用給付認定(新2号認定)を有効に取得していること

※施設等利用給付認定(新2号認定)とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。

※企業主導型保育施設に在籍している方は(4)の条件は不要です。

まだ新2号認定を申請していない方は必要書類
を確認のうえ申請してください





補助対象期間

補助対象期間は、企業主導型保育所以外を利用している方は施設等利用給付認定(新2号認定)の有効期間です。企業主導型保育所を利用している方は父母ともに保育要件が確認できた月が有効期間です。

提出書類

「全員」提出する書類

提出書類		提出回数
① 2026年度中野区認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書(区様式) ※電子申請の場合は提出不要		年度に1回
② 申請者の本人確認書類のコピー 顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、パスポート、障害者手帳、在留カード(両面)等 または 顔写真なし証明書(2点)…国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等		年度に1回
③ 施設等利用費請求書(区様式) ※企業主導型保育所の方は不要	詳細は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～(認可外保育施設等向け)」又は区HPを参照  	各支払い期ごと
④ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(区様式)		各支払い期ごと
⑤ 現況届(区様式) ※企業主導型保育所の方は不要		年度に1回
⑥ 保育の必要性を確認できる書類		年度に1回

※企業主導型保育所を利用している方は、①②④⑥の書類のみ P.5 に添付されている二次元コードより申請してください。

補助金額の計算方法

①「補助対象施設と契約した食材料費を含めた月ごめの基本保育料(スポット延長の保育料※1などは除く)」と「70,000円(当補助制度月額補助限度額)」を比べ、低い方の額を限度額とします。

②3～5歳児クラスの方は、当補助金とは別に、施設等利用費 37,000円の申請が必要です。

併せて70,000円が限度額になります。ただし、企業主導型保育所に在籍している方は当補助金のみが補助対象で、施設等利用費は補助対象外です。

※1:その他日用品・文房具・行事参加費・食材料費・送迎費・光熱費などは補助対象外です。

※2:10月以降は、補助対象額を1,000円未満切り捨てとせず、1円単位まで補助する予定です。

※3:施設等利用給付金の上限額引き上げに伴い、10月分から一部児童の補助対象上限額が変更になる予定です。

	企業主導型保育所 以外	企業主導型保育所
4～9月分 ※1,000円未満 切り捨て	70,000円	70,000円
10～3月分 ※1円単位で算定	73,300円	70,000円

申請期限

提出書類①～④の申請期限

	申請対象期間	書類提出期限		決定通知 発送時期	交付予定時期
		区役所窓口 区役所へ郵送(必着)	地域事務所		
第1期	4月～7月分	2026年7月10日 (金)17時	2026年7月8日 (水)17時	2026年9月 中旬	2026年9月 30日(水)
第2期	8月～11月分	2026年11月13日 (金)17時	2026年11月11日 (水)17時	2027年1月 中旬	2027年1月 29日(金)
第3期	12月～3月分	2027年3月12日 (金)17時	2027年3月10日 (水)17時	2027年5月 初旬	2027年5月 14日(金)

※提出書類④の特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書のみ申請対象期間の翌月15日まで提出を受け付けていますが、それ以外の書類は上記期限までに提出が必要です。

※2025年度に当補助金制度を利用していた方も、改めて申請が必要です。

※当補助金は上記いずれかの期に申請すれば、2026年度中は有効となります。ただし、転園した場合は改めて申請が必要です。一方、施設等利用費(新認定取得者が対象)は各期ごとに申請が必要です。

※2026年度中に限り、第2・3期に申請した場合でも4月分まで遡って申請することが可能です。

ただし、第3期締切日以降は申請することができませんのでご注意ください。





提出書類⑤～⑥の申請期限（新2号認定対象者）

2026年7月10日(金) 17時

※該当書類はこちらより申請可能です



書類提出先

電子申請	原則、電子申請での提出をお願いいたします。  	不足・追加書類はこちらより申請可能です。  
郵送	〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。	
持参	(1)中野区役所 子ども総合窓口 (2)南中野・東部・江古田・野方・鷺宮の各地域事務所 ※(2)各地域事務所でご提出いただく場合は、書類の受け取りのみとなり、その場で審査やご質問等に答えることはできません。また、追加書類など一部書類のみの受付はできません。審査を行うに当たり支障のある不備については後日中野区役所から連絡いたします。	

紙での申請をご希望の場合は、右記よりダウンロードするか、中野区窓口でお受け取りください。

